

春の交通安全運動

「青だけど 車はわたしを 見てるかな」をスローガンに春の交通安全運動が5月11日から10日間実施され、市内の各地区で啓発活動が実施されました。

美津島町管内では、期間初日の5月11日に雑知の住吉神社で関係者による交通安全祈願祭が行われた後、およそ30名が参加して車両パレードが実施されました。



美津島町：住吉神社での安全祈願祭



上県町：ヤマネコの交通事故防止も呼びかけました

また同日、上県町管内では、佐護の交通安全地蔵前で交通安全祈願祭が実施された後、キャンペーンでは関係者がツシマヤマネコの着ぐるみをもとに、交通安全グッズや啓発チラシを配布し、国道を行き交うドライバーに安全運転を呼びかけました。

上県町 5月11日
約90名が市内をパレード



個人情報流出についてのお詫び

5月14日、長崎県からの連絡を受け、対馬市の業務情報がインターネット上に流出していることが判明しました。対馬市では、個人情報が出た市民の方へお詫びの手紙を郵送し、また問い合わせ窓口を設置いたしました。市民の皆様にご迷惑をお掛けし、衷心よりお詫び申し上げます。

ご不明な点、ご相談等ございましたら下記までご連絡ください。

建設部管理課.....	0920(53)6111	美津島支所地域振興課...	0920(54)2271
豊玉支所地域振興課.....	0920(58)1111	峰支所地域振興課.....	0920(83)0301
北部建設事務所(上県)...	0920(84)2316	上対馬支所地域振興課...	0920(86)3111

市民の皆様へ

対馬市長 松村良幸

この度、インターネット上に対馬市民の個人情報の一部が流出した件につきまして、市民の皆様にご迷惑をお掛けし、衷心よりお詫び申し上げます。

市民皆様の大切な個人情報であり、氏名や生年月日、住所等の重要な個人情報が流出したことは、皆様の個人情報を管理する自治体の長として、係る事態を厳粛に受け止め、責任の重大さを痛感するとともに行政に対する市民皆様の信頼を損なうことになりましたことに対して重ねてお詫び申し上げます。

今回の事件は、平成15年度に発注・委託契約を締結していた「対馬6町合併に伴う電算システム統合」のなかで委託していた請負業者の社員が契約に反して、不正に情報を持ち出し、個人所有のパソコンにデータを保存していました。ところが当該パソコンがウイルスに感染したため、ファイル交換ソフト(Winnery)を介して情報が流出した

ものです。

このため、流出した情報は公営住宅保証人の氏名、住所、電話番号、間柄の情報が1,132名分(延人数)、公営住宅入居者の住所、氏名が152名分となっており、これらのデータは平成15年8月末のデータであります。

また、項目の見出しはありませんが氏名、住所、生年月日が推測可能な住民記録情報が63世帯、128名分も流出していることが判明いたしました。

現在、これらのデータはインターネット上には無く、消去されていることではありますが、この度の事態はあってはならないことで痛恨の極みであり、請負業者に対しても厳正に対処したいと考えております。

最後となりましたがご迷惑をお掛けしました市民の皆様には全力をあげて信頼回復に努めるとともに今後このようなことが発生しないよう、万全の体制を敷きながら再発防止及び個人情報の保護に取り組んでまいりたいと考えております。

政治倫理審査会調査報告

対馬市には、政治倫理条例というものがありません。これは、対馬市の議員及び市長等の公職にある者が、市民全体の奉仕者として、その人格と政治倫理の確立、向上に努め、いやくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ってはならないことが、第1条で定められています。

今回、波田政和議員がこの条例に違反しているのではないかとということで、住民代表から政治倫理審査会へ調査が付託されています。審査会からは、「条例に抵触する。」との報告がありました。違反しているという調査結果を受けたときは、そのことを市報で公表するよう同条例第9条第5項で定められていますので、公表します。

対馬市長 松村良幸

政治倫理審査会

調査報告書(抜粋)

住民からの調査請求の内容

平成18年7月24日、市長応接室において、波田政和議員と(有)マル八運輸大石社長が、ダンボールの回収事業に対する営業行為をしたことが対馬市政治倫理条例以下「条例」という。第3条第1項に違反している。

また、波田政和議員が実質的な経営者である(有)マル八運輸は、対馬市と一般廃棄物の処理に係る北部中継所から対馬グリーンセンターまでの運搬業務を受注していることが条例第5条に違反しているとして審査請求が行われた。

審査会の判断

資格審査特別委員会の審査報告書、提出された記録に基づき調査、参考人聴取の結果などにより当委員会が認定した事実によれば、(有)マル八運輸は条例第5条第1項にいう「波田議員が、実質的に経営に携わる

企業」とであると言わざるを得ない。

この点、同条が「実質的に経営に携わる企業」と定めた趣旨は、公共事業等に議員の身分と経営者の身分が併存する者が関わること、私的な利害関係によって公職の遂行が妨げられるのではないかと疑念を市民に生じさせるという点にあると解され、また、同条が「実質的に」と定めるのは、単に形式的に経営者たる身分を失うだけでは足りず、議員等は、公共事業等に関して市民の疑惑を生じさせかねないような特定の企業との身分的・組織的・金銭的な関係をも実質的に失わせる必要があると解される。

また、審査会が調査した10市の政治倫理条例も、議員などが「実質的に経営に携わる企業」であるか否かの判断については、会社における身分、出資の割合、報酬の有無、金額、経営に対する関与の度合いなどを基準としている。

以上の解釈を基にすると、波田議員は(有)マル八運輸の創

業者であり、創業時から本件契約当時まで継続して代表取締役を務めていたこと、平成19年3月に全株式を譲渡するまでは、(有)マル八運輸の大株主であり、株式を譲渡した後も妻を通じて実質的には株主としての権利を行使し、会社を支配していること、議員就任後21日後に代表取締役を辞任しているものの、その後も(有)マル八運輸は、波田議員の自宅を事務所とし、報酬・給与の支払いや給与に準じる支出を行い、多額の貸し付けを継続的に受けていることなど、波田議員と(有)マル八運輸との、実質的な身分的・組織的・金銭的な関係の継続を推認させる多数の事実が認められる。

波田議員は、審査会で経営に携わっていることを否定したが、その弁明は多分に主観的判断を含み、抽象的で本審査会の判断を覆すに足るものではない。

したがって、本審査会は、(有)マル八運輸を波田議員が「実質的に経営に携わる企業」であると

と判断せざるを得ず、(有)マル八運輸が対馬市との請負契約を辞退しないことは、条例第5条第1項に抵触する。また、認定事項によれば、波田議員は、(有)マル八運輸大石社長が市長・市民生活部長、廃棄物対策課長らに対して、中間処理施設についての説明を行った際に同席している。これは、条例第3条第1項第1号に該当することを強く疑わされる行為であるが、契約に關し、有利な取り計らいを「行つた」と、現在の資料で直ちに認めることは困難である。

もつとも、波田議員の行為は、同項第6号の不正の疑惑をもたれるおそれのある行為に於たることは明らかである。大石社長の行為は、民間業者の営業的な活動であるところ、一般的には業者は営業のために市長応接室はおるか事務室内に入ることも出来ないにもかかわらず、波田議員が同席し、市長応接室で市長をはじめ幹部職員2名に対して、実際に(有)マル八運輸が建設する予定の中

間処理施設の説明を行っている。これは、波田議員が言うとおり、同人がたまたま立ち会つて、その場では何も話さなかつたのだとしても、前述のとおり同社の経営に実質的に携わる「波田議員が、民間企業から話を聞くには不可解な場所での会合に立ち会い、退席せず同席したままであったことなどを総合判断すれば、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為」とであると判断せざるを得ない。

審査会の結論

以上のとおり、(有)マル八運輸の実質的経営者は波田政和議員であると認定され、条例第3条第1項第6号及び第5条第1項に抵触する。

本審査会は、市民からの付託を受けた議員が、いやくも市民から公務の公正を疑われるようなことがあつてはならないことを確認し、波田議員に対しては、原因となつた要因を条例の趣旨に則り速やかに改善されるよう要望する。

なお、議員、市長等においては、条例の趣旨に照らし、市民全体の奉仕者として、市民に対して公務の公平、公正に対する疑念をいだかれないよう襟を正すことが期待されている。

したがって、当該政治倫理基準の遵守について一層のご努力をお願いするものである。